平成２３年（フ）第１７号
北海道釧路郡釧路町遠矢５丁目31番地
債務者　長野美都子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
釧路市豊川町16番２号　２階
債務者　鈴木　秀男
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
釧路市豊川町16番２号　２階
債務者　鈴木　真美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９０７号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地１－２－304、旧住所愛知県豊橋市富士見台３丁目24番地の８
債務者　鈴木　恭一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１５０号
東京都葛飾区西新小岩４丁目37―12―503
ライオンズマンション新小岩第８
債務者　今野佐知子こと　今野　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１号
東京都稲城市長峰３丁目５　杜の三番街２－207
債務者　浦住　正美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６６号
東京都葛飾区新小岩４丁目10―14―201
債務者　阿達　恵司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７６号
埼玉県志木市本町４丁目２―11
債務者　ペレアヴィクトルこと　ペレア　ヴィクトル　ウーゴ
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７７号
埼玉県志木市本町４丁目２―11
債務者　ペレア千代美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２４号
東京都北区豊島１丁目37―２　榎本方201
債務者　坂口伸一郎
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７号
東京都練馬区大泉町３丁目17―20―103
債務者　山本　晋吾
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６９号
相模原市南区相模台６丁目12番27号
債務者　小林八代重
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８０５号
神奈川県座間市東原４丁目１番15―706号
アデニウムさがみ野
債務者　高橋　匡美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１号
相模原市南区相武台２―22―６、住民票上の住所神奈川県綾瀬市早川1359番地２
債務者　清水　信子（旧姓神林）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２号
相模原市南区上鶴間７丁目10番24号　ドミールアイ101
債務者　福島　芳子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９４９１号
大阪府東大阪市元町１丁目３番10号
債務者　高瀬　宏展
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部